

愛知県特別職報酬等審議会資料

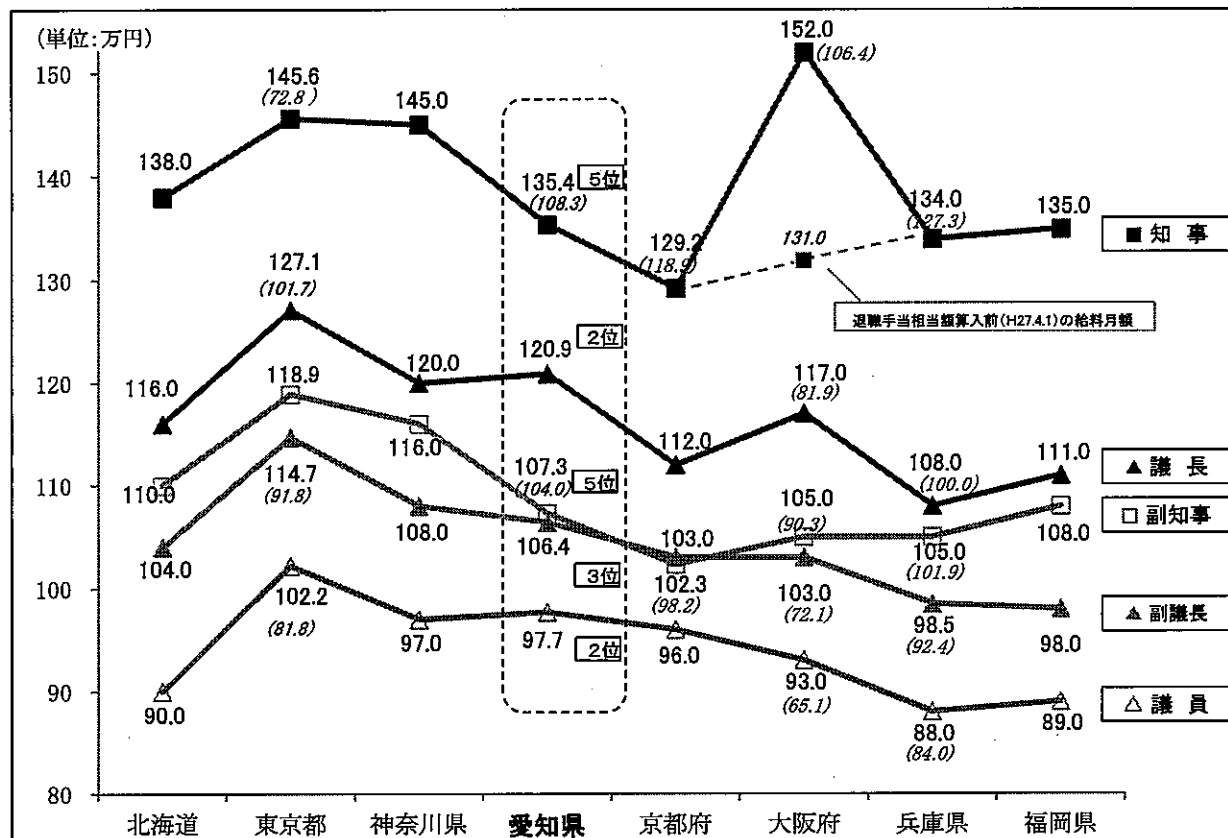
令和元年10月21日

愛 知 県

目 次

1	主要都道府県 特別職の報酬等の月額	1
2	主要都道府県 特別職の報酬等の年額	2
3	主要都道府県 特別職の報酬等の抑制措置	3
4	東海四県・名古屋市 特別職の報酬等	4
5	民間企業 規模別、役職別平均年間報酬（人事院調査）	5
6	愛知県 特別職の報酬等改定経過	6
7	愛知県 特別職の報酬等改定の考え方	7

1 主要都道府県 特別職の報酬等の月額 (平成31年4月1日現在)



改定年月日(知事)	過去の改定経過		
	H31.4.1までの経過年月数	[前回改定からの経過年月数]	
北海道	4. 10. 1	26年6月	4. 10 [2年0月] 2. 10 [5年6月]
東京都	28. 4. 1	3年0月	28. 4 [1年0月] 27. 4 [1年0月]
神奈川県	7. 12. 1	23年4月	7. 12 [4年0月] 3. 12 [3年8月]
愛知県	27. 4. 1	4年0月	27. 4 [8年3月] 19. 1 [3年1月]
京都府	18. 4. 1	13年0月	18. 4 [10年1月] 8. 3 [4年0月]
大阪府	28. 4. 1	3年0月	28. 4 [4年0月] 24. 4 [20年0月]
兵庫県	25. 4. 1	6年0月	25. 4 [20年11月] 4. 5 [3年5月]
福岡県	5. 4. 1	26年0月	5. 4 [3年0月] 2. 4 [4年0月]

<大阪府知事の給料について(平成28年〜)>
 ◆退職手当を廃止し、廃止前の一任期(4年)分の額を1か月相当に割り返して給料の額に算入するとともに、過去の累積改定率を参考にして、平成28年度から給料の額を引き上げた。

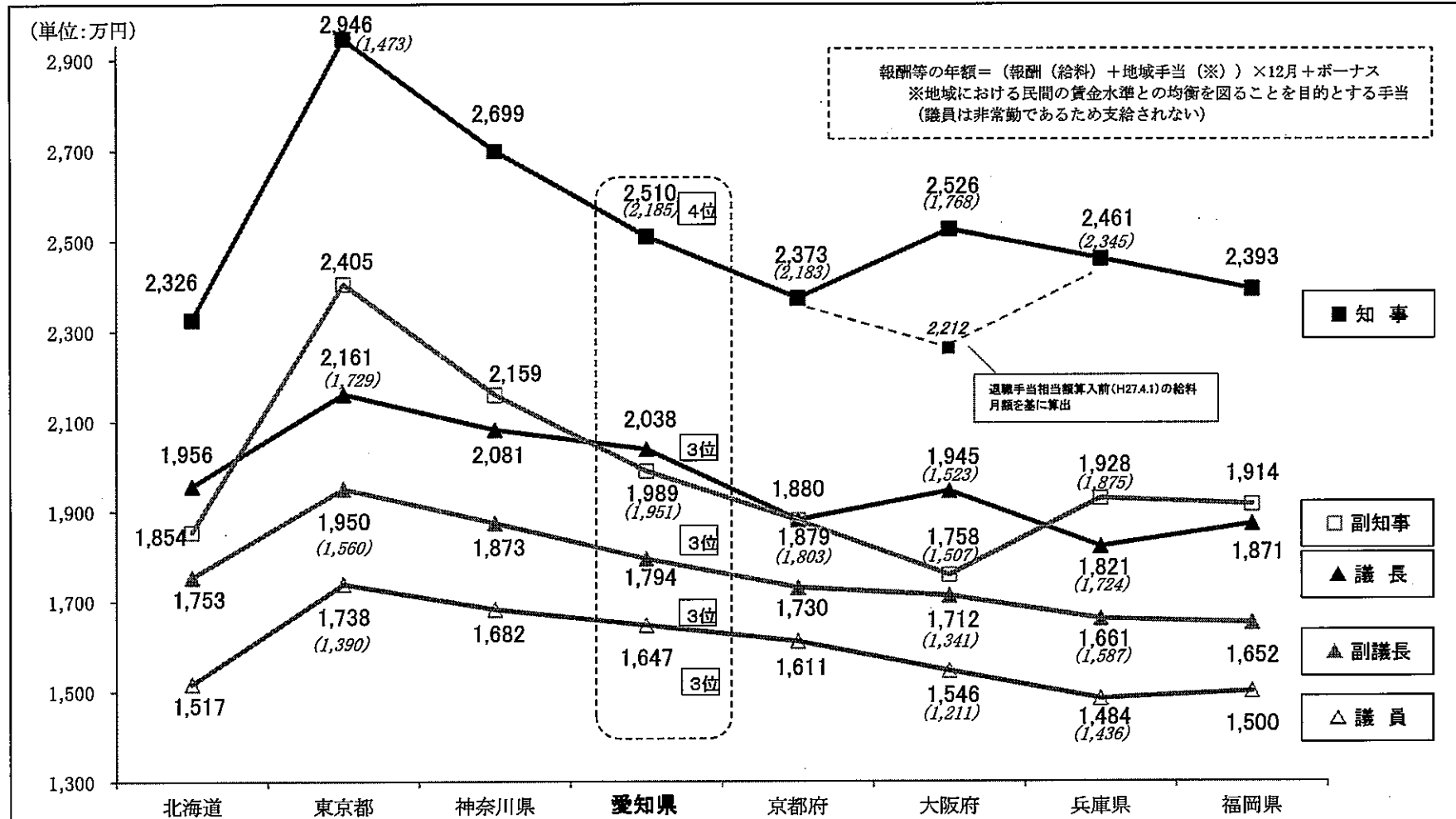
(注) ()内は、財政事情等により報酬等を減額している都道府県における減額後の額を示す。

<参考>

区分	総理大臣	国務大臣	副大臣	大臣政務官	議長	副議長	議員	適用年月日	改定の時期
国	201.0 (140.7)	146.6 (117.3)	140.6 (112.5)	119.9 (107.9)	217.0	158.4	129.4	27.4.1	一般職に準じて改定

(注) ()内は、自主返納(総理大臣30%、国務大臣・副大臣20%、大臣政務官10%)後の額を示す。
 (平成26年4月から終期未定)

2 主要都道府県 特別職の報酬等の年額 (平成31年度)



(注) ()内は、財政事情等により報酬等を減額している都道府県における減額後の額を示す。

<参考>

区分	総理大臣	国務大臣	副大臣	大臣政務官	議長	副議長	議員
国	4,032 (2,823)	2,941 (2,353)	2,821 (2,257)	2,405 (2,165)	3,658	2,670	2,181

(注) ()内は、自主返納(俸給・期末手当について、総理大臣△30%、国務大臣・副大臣△20%、大臣政務官△10%)後の額を示す。

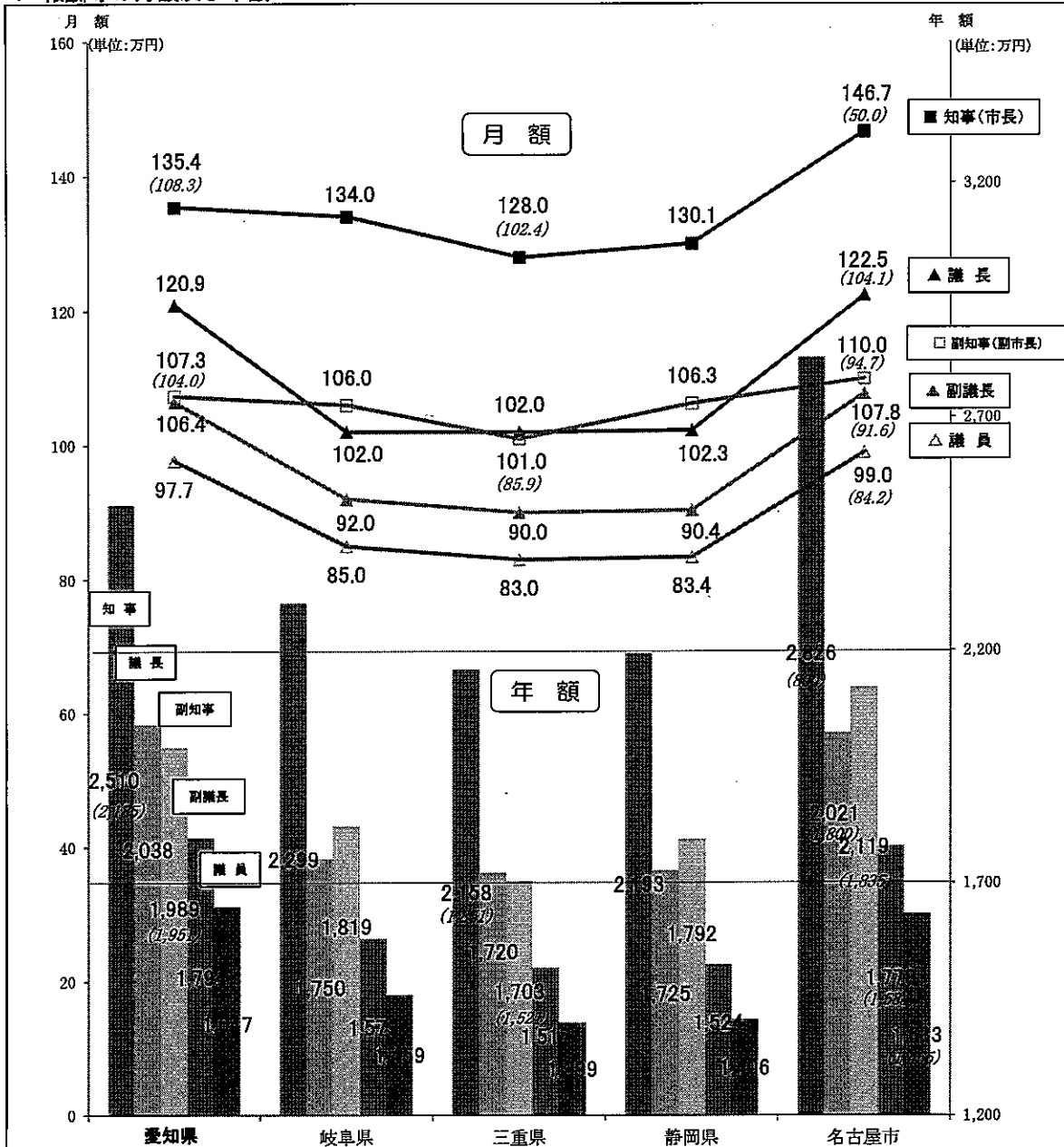
(平成26年4月から終期未定)

3 主要都道府県 特別職の報酬等の抑制措置 (平成31年4月1日現在)

区分	知事		副知事		議長・副議長・議員		一般職の抑制措置の状況					
	例月	ボーナス	例月	ボーナス	例月	ボーナス	管理職			その他一般職		
							例月	ボーナス	管理職手当	例月	ボーナス	
北海道												
東京都	△50%	△50%			△20%							
神奈川県												
愛知県	△20%		△3%									
京都府	△8%	△8%	△4%	△4%			△2~1.5%					
大阪府	△30%	△30%	△14%	△15%	△30%				△5%			
兵庫県	△5%	△5%	△3%	△3%	議長 △7.4% 副議長 △6.2% 議員 △4.5%				△10%			
福岡県												

4 東海四県・名古屋市 特別職の報酬等 (平成31年4月1日現在)

1 報酬等の月額及び年額



(注) ()内は、財政事情等により報酬等を減額している団体における減額後の額を示す。

2 過去の改定経過

改定年月日(知事)	過去の改定経過		
	H31.4.1までの経過年月数	[前回改定からの経過年月数]	
愛知県	27. 4. 1	4年0月	27. 4 [8年3月]
		19. 1 [3年1月]	
岐阜県	6. 12. 1	24年4月	6. 12 [3年0月]
		3. 12 [3年0月]	
三重県	19. 4. 1	12年0月	19. 4 [1年0月]
		18. 4 [10年3月]	
静岡県	28. 4. 1	3年0月	28. 4 [4年0月]
		24. 4 [2年4月]	
名古屋市	22. 4. 1	9年0月	22. 4 [3年0月]
		19. 4 [1年0月]	

3 抑制措置(平成31年4月1日現在)

区分	知事		副知事		議長・副議長・議員	
	例月	ボーナス	例月	ボーナス	例月	ボーナス
愛知県	△20%	△3%				
岐阜県						
三重県	△20%		△15%			
静岡県						
市長 副市長						
名古屋市	定額支給	定額支給	△約14%	△10%	△15%	

《名古屋市の市長、議長、副議長及び議員の報酬等の抑制措置について》

○市長の抑制措置

「市長等の給与の特例に関する条例」を制定し、条例本則の規定にかかわらず、次のとおり支給

- ①給料月額: 50万円
 - ②期末手当: 6月期及び12月期ともに100万円
 - ③地域手当: 支給しない
 - ④退職手当: 支給しない
- } 年額800万円

○議長、副議長及び議員の抑制措置

平成23年5月に「名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例」を制定し、市長と同様の措置を実施していたが、平成28年4月から上記特例条例の内容を変更し、次のとおり支給

- ①報酬月額: 50万円 → 本則額から15%抑制
- ②期末手当: 6月期及び12月期ともに100万円 → 抑制なし
- (地域手当及び退職手当は議員には支給されない)

5 民間企業 規模別、役職別平均年間報酬（人事院調査）

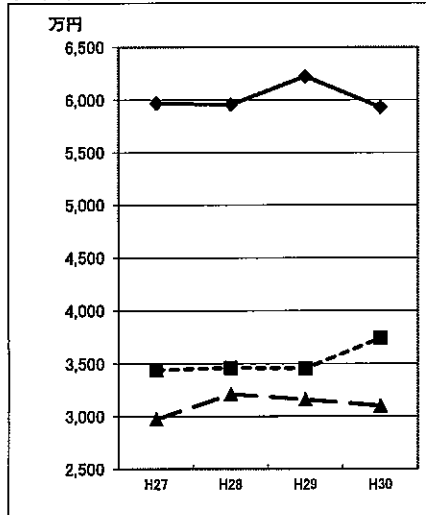
（単位：万円、％）

企業規模	役名	副社長		専務取締役		常務取締役		取締役	
	年	年 収	対前年比	年 収	対前年比	年 収	対前年比	年 収	対前年比
3,000人以上	H27	5,966.1	—	4,396.7	—	3,331.8	—	2,841.4	—
	H28	5,953.3	▲0.2	4,720.6	+7.4	3,449.3	+3.5	2,502.3	▲11.9
	H29	6,220.9	+4.5	4,469.5	▲5.3	3,498.9	+1.4	2,536.3	+1.4
	H30	5,929.0	▲4.7	4,668.1	+4.4	3,532.1	+0.9	2,639.2	+4.1
3,000人未満 1,000人以上	H27	3,439.6	—	2,972.4	—	2,488.0	—	1,966.9	—
	H28	3,459.5	+0.6	2,998.1	+0.9	2,449.0	▲1.6	1,927.4	▲2.0
	H29	3,454.6	▲0.1	2,953.4	▲1.5	2,510.6	+2.5	1,985.6	+3.0
	H30	3,740.1	+8.3	3,348.1	+13.4	2,511.6	+0.0	1,927.6	▲2.9
1,000人未満 500人以上	H27	2,970.5	—	2,523.1	—	2,076.1	—	1,852.7	—
	H28	3,211.4	+8.1	2,693.7	+6.8	2,123.2	+2.3	1,743.7	▲5.9
	H29	3,159.5	▲1.6	2,643.3	▲1.9	2,177.5	+2.6	1,871.3	+7.3
	H30	3,099.4	▲1.9	2,542.7	▲3.3	2,218.9	+1.9	1,829.7	▲2.2

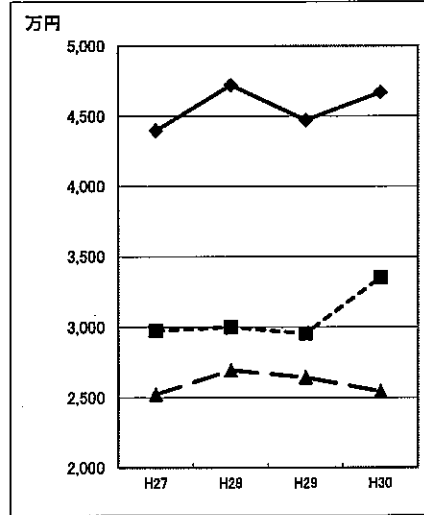
人事院の調査方法等

- ・ 毎年、企業規模500人以上の全国約3,500社の常勤役員を調査対象（副社長、専務取締役、常務取締役、取締役の役職に就いている全役員）
- ・ 年収には、当該年中に支給された賞与を含む。

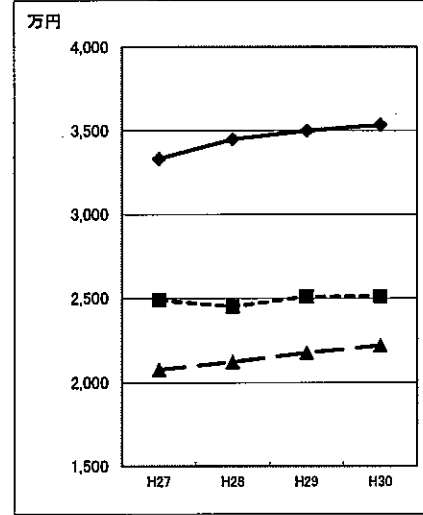
副社長



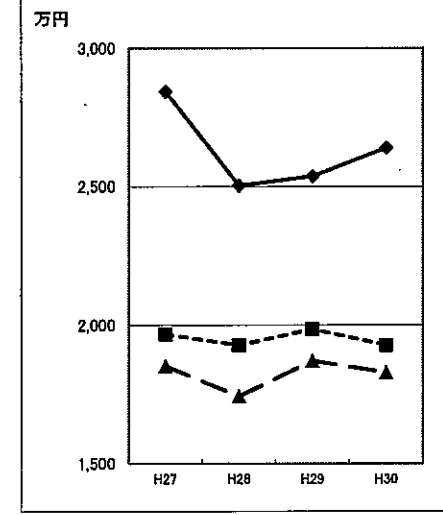
専務取締役



常務取締役



取締役



◆—◆ 3,000人以上
 -■---■- 3,000人未満1,000人以上
 -▲---▲- 1,000人未満 500人以上

6 愛知県 特別職の報酬等改定経過（本来額） [平成元年度以降]

年度 (改定日)	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	
区分	(7/1)		(7/1)		(4/1)				(7/1)						(12/1)			(19/1/1)									(4/1)					
知事	127.0	→	135.0	→	147.0				→	154.0					→	150.9		→	140.3								→	135.4				
副知事	103.0	→	109.0	→	117.0				→	122.0					→	119.6		→	111.2								→	107.3				
議長	104.0	→	110.0	→	119.0				→	125.0					→	122.5		→	120.9								→					
副議長	91.0	→	97.0	→	105.0				→	110.0					→	107.8		→	106.4								→					
議員	84.0	→	89.0	→	96.0				→	101.0					→	99.0		→	97.7								→					
平均改定率	+3.73%		+5.96%		+7.87%				+4.85%						▲2.00%			議員 ▲1.30% 知事・副知事 ▲7.00%									知事・副知事 ▲3.5%					
前回改定からの経過年月数	1年10月		2年0月		1年9月				4年3月						6年5月			3年1月									8年3月					

7 愛知県 特別職の報酬等改定の考え方

項目	年度	H9~15	16	18		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1
				給与構造改革 <18.4.1>	給与改定													
民間給与との較差 (一般職(行政職)全体の改定率)	累積 △1.06%	改定 なし	△0.31%	△5.70%	改定 なし	0.51%	改定 なし	△0.21%	0.78%	0.19% (H24.4実施)	改定 なし	改定 なし	0.44%	0.59%	0.43%	0.32%	0.18%	0.13%
指定職給料表の改定率	累積 △1.71%	改定 なし	△0.30%	△6.70%	改定 なし	改定 なし	改定 なし	△0.32%	1.05%	0.02% (H24.4実施)	改定 なし	改定 なし	改定 なし	0.08%	0.15%	改定 なし	改定 なし	改定 なし
指定職給料表の 前回改定からの 累積改定率	同上 ↓	=	△0.30%	【累積改定率】 △0.30% 【給与構造改革】 △6.70%	—	—	△0.32%	0.78%	0.75%	→	→	→	0.83%	0.98%	→	→	→	→
特別職の 平均改定率	△20%			△7.00% (議員△1.30%)														
適用日	15.12.1			19.1.1														

(注) 指定職は、職務と責任が特に高度である一般職であり、その職責等を考慮して一般の職員とは別に指定職給料表を定め、その職に応じた額が支給されている。

⇒ これまで、指定職給料表の改定率が累積で2%程度に達した場合を改定の目安としている。

【給与制度の総合的見直しについて（平成27年4月1日実施）】

- 上記以外に一般職（指定職を含む）の給与制度の総合的見直しに伴い、知事・副知事の給料の引下げ改定を実施した。
- 総合的見直しとは、給料を3.5%引き下げ、同率相当の地域手当の引上げ（6.7%→10.5%）を実施する配分見直しであり、給与全体の水準を変更するものではないため、累積改定率を考慮した見直しとは別に整理した。
- 議員には地域手当が支給されないため、総合的見直しに伴う議員報酬の改定は実施していない。